

2020-11-24 作成

2020-12-16 追加

2021-03-23 追加

2021-03-31 追加

## 学内課外活動の再開に関する Q&A

### 1. 提出書類関係

質問 1 - 1 : 別紙 3「学内課外活動報告書」において活動参加者名簿を作成しますが、9 人までしか書く枠がありません。9 人を超える参加者がいた際はどのように書けばいいですか？

回答 1 - 1 : 別紙 3 の Word 様式や Excecl 様式がダウンロードできますので、行を増やして作成してください。

質問 1 - 2 : 別紙 2「新型コロナウイルス感染症予防対策計画」についてですが、この「制限人数」というのは、各団体で適切な数を定めろという認識でよろしいでしょうか。競技特性上、人が建物内に入ったり出たりを繰り返すのでどのように記載すれば良いか迷っています。「建物内に同時に〇人」といったように記載すればよいでしょうか。

別紙 3「学内課外活動報告書」の「代表者氏名」というのはその日の代表者という認識でよろしいでしょうか。それとも、一律で団体の代表者を記載した方がよろしいでしょうか。

回答 1 - 2 : 別紙 2 の記載について「建物内に同時に〇人」の記載で問題ありません。別紙 3 の記載について、「代表者氏名」はその日の代表者（実際にその日に活動した人）の記載をお願いします。

質問 1 - 3 : 別紙 4「課外活動施設使用時の感染防止策チェックリスト」には、団体名記入欄がありませんが活動した個人がそれぞれ提出する必要があるのですか？それとも団体代表者一人が一枚提出すれば足るのですか？

回答 1 - 3 : 別紙 3・別紙 4 は、団体単位での活動を把握するもので、1 団体が 1 活動で 1 セット提出するものとなります。活動した日において、実際にその日に活動した人の団体代表者が、別紙 3・別紙 4 を 1 枚ずつ記載・提出するものとなります。別紙 4 については、団体名の記入は必要ありません。

質問 1 - 4 : 別紙 3「学内課外活動報告書」及び別紙 4「課外活動施設使用時の感染防止策チェックリスト」は、その活動の翌日までに、学生支援課へ提出して下さい。なお、別

紙3および別紙4の提出は、別途指定する Web フォームへの入力をもって代えることができます、とありますが、土曜日に活動をした場合、当日と翌日が休日で学生支援課が開いていないため、別紙3,4の提出ができません。そのため、土曜日に限っては Web フォームへの入力のみ受け付けるという認識で合っていますか？

**回答1-4：別紙3及び別紙4は、接触を避けるため、平日・土日含めて、すべて Web フォームによる提出をお願いします。**

質問1-5：別紙2「新型コロナウイルス感染症予防対策計画」の提出は、活動日ごとに提出するものですか？ 記入欄に使用施設や使用人数があったので、これが活動日ごとに異なる場合はどういった記載をすればよいのかと思いました。

**回答1-5：別紙2「新型コロナウイルス感染症予防対策計画」は最初に提出してもらい、活動の許可をできるかどうか、判断するものです。活動日毎に人数等が違うのであれば、参加する人数の最大値を記入し、対策をどのようにするのか検討してください。また、提出後は各団体がチェックリストとして利用し、感染予防に努めてください。**

質問1-6：男子部と女子部のある団体ですが、ガイドラインの別紙1「新型コロナ感染予防対策に関する誓約書」と、別紙2「新型コロナウイルス感染症予防対策計画」は、男子部と女子部で別々に書いて提出する必要がありますか？それとも、男女合わせて提出すればよいですか？

**回答1-6：団体継続届を男子と女子で分けて2団体で登録していない場合は、別々に作成する必要はありません。**

質問1-7：すぐには学内における課外活動施設での課外活動を行わない場合（当分の間オンラインでの ZOOM を利用した活動のみ行う場合）は、別紙1「新型コロナ感染症予防対策に関する誓約書」及び別紙2「新型コロナウイルス感染予防対策計画」をすぐ提出する必要はなく、学内での課外活動を行うと決まった際に提出すればよろしいでしょうか？また、「2020年12月希望届」は12月に学内での活動を行わない場合は提出しなくてもよろしいでしょうか？

**回答1-7：そのとおりです。**

質問1-8：3月23日の解除後の活動に際して、別紙1と別紙2の再提出は必要ですか？

**回答1-8：令和2年11月の課外活動再開の際に提出し「許可団体」として認定を得れば今回の提出は不要です。また、内容に追加変更等があれば再度提出願います。なお、まだ提出されていない課外活動団体は、必ず提出し認定を受けてからの活動をお願いします。**

## 2. 課外活動共用施設（サークル会館）関係

質問 2-1 : サークル会館は土日に鍵が掛かっていますか? もしそうなら鍵を借りに行かないといけませんが、学生支援課は土日はやっているか?

回答 2-1 : 課外活動共用施設 (=サークル会館) については、9:00~20:00 の間、使用できるように解錠しています。この時間以外の使用は禁止します。なお、年末年始や入試の際については、使用できませんので、注意してください。

学生支援課は土日はやっていません。

質問 2-2 : サークル会館の集会室等の鍵の借り方は、例年通り支援課窓口で借りるということでしょうか。

回答 2-2 : 例年どおりの同じ方法となります。鍵の受け渡しの際は、なるべく少数の特定の人が窓口に借りに来るようにしてください。

質問 2-3 : 「ガイドライン」の付表にはサークル会館内の部室の記載がありませんが、部室使用に関しても計画書と報告書を提出する必要があるのでしょうか。

回答 2-3 : ガイドラインの別紙 2 「新型コロナウイルス感染症予防対策計画」は、主としてミーティングや練習を行う施設について作成し提出してください。単に用具の保管場所として使用している倉庫などは、作成不要です。

また、別紙 3 「学内課外活動報告書」についても同様です。

なお、複数の施設を利用する場合は、別紙 2、3 の「使用施設名」欄に、複数の名称を入れてください。

質問 2-4 : これまで課外活動共用施設の 3 階にある和室を使用していましたが、ほかにも二つの団体が違う曜日に使用しています。この場合、占有スペースがない団体にあたり、「2020 年 12 月希望届」を提出するという都合で合っているのでしょうか。

回答 2-4 : 課外活動共用施設 3 階の和室を使用している 3 団体は、曜日が違うので、3 団体の占有スペースとします。「2020 年 12 月希望届」の提出は必要ありません。

質問 2-5 : サークル会館のサークルスペースや音楽練習室を使える時間は?

回答 2-5 : 抽選で貸し出しているスペース (大集会室、小集会室 1・2、ロビー) は、9:00-14:45、15:00-19:45 の時間帯の使用が可能です。それ以外の団体占有スペースや音楽練習室、和室等も同様の時間帯です。20 時までには必ず片付け・窓閉め・施錠を終わらせて、建物内から退出するようにしてください。

### 3. 利用時間関係

質問 3-1 : 授業期間 (試験期間を含む) において、今までは総合体育館を平日 19~21 時

で利用していたのですが、これからの利用時間も今まで通り 19～21 時で利用できますか？

**回答 3-1：授業期間（試験期間を含む）における課外活動の時間は、平日 17:00～20:00 となりました。20:00 で活動を止めてください。**

**令和 3 年 3 月 23 日～4 月 11 日については、平日、土、日、祝日の各施設の使用時間は、次のとおりとします。**

**体育館（ウエイトトレーニング室、ダンス室等を含む）9:00～20:00**

**グラウンド・グラウンド器具庫 9:00～20:00**

**課外活動共用施設 9:00～20:00**

ただし、総合体育館の体育室 1 と、第一体育館の出入り口は、学生証と引き換えに、守衛所に鍵を借りる方法（土曜日、日曜日と同様の方法）ですので、注意してください。

令和 3 年度の授業開始後（4 月 12 日以降）については、（授業時間を除いた）平日 17:00～20:00 となります。

質問 3-2：体育室 2 など屋内で、授業の無い時間帯に密を避けて個人使用することは可能でしょうか。

**回答 3-2：授業期間（試験期間を含む）における体育館の課外活動の使用は、平日は 17:00-20:00 のみの使用とします。授業の無い時間帯であっても、団体や個人で使用しないでください。**

質問 3-3：ウエイトトレーニング室の使用時間制限はございますか。授業期間（試験期間を含む）においては、平日 17 時から 20 時の間であれば何時間でも活動してよいでしょうか。

**回答 3-3：授業期間（試験期間を含む）におけるウエイトトレーニング室を含めた体育館について、課外活動での利用は、平日は 17:00-20:00 とします。室内の状況を見て、ソーシャルディスタンスの確保・手指消毒・換気に気をつけて、使用するようにしてください。また、使用者は、使用者カードを必ず提出してください。**

※ 器具の消毒用のアルコールとペーパータオルは設置してあります。

**授業を実施していない期間（令和 3 年 3 月 23 日～4 月 11 日）については、9:00～20:00 に使用可能となります。使用者カードの提出をお願いします。**

質問 3-4：施設を使用できるようになった上で、時間の割り振りなどはどのようになるのでしょうか？

活動時間が以前よりそれぞれの団体で短くなったりしてしまうのでしょうか？

**回答 3-4：授業期間（試験期間を含む）における体育館での活動は、平日は 17:00～20:00 となりました。そのため、例えば、コロナ以前に、A 団体 16:30-19:00、B 団体 19:00-21:00 の使用の場所について、今後、17:00-20:00 の中で、2 団体で調整する方法となります。これらの団体の使用時間は短くなります。概ね、2 団体の場合は 17:00-18:30、18:30-20:00（1.5**

時間ずつの使用)、3団体の場合は17:00-18:00、18:00-19:00、19:00-20:00(1時間ずつの使用)としてください。

授業を実施していない期間(令和3年3月23日~4月11日)については、9:00~20:00に使用可能となります。同じ場所を使用している団体は、各団体で調整してください。

時間帯の調整は、各団体が連絡を取り合い決定するようお願いいたします。

他団体の連絡先は、以下のウェブサイトから確認してください。

#### 課外活動団体一覧

<http://www.saitama-u.ac.jp/support/kagai/02/circle5.htm>

#### サークル紹介誌

<http://www.saitama-u.ac.jp/support/kagai/03/R2syoukaisiHP/R2syoukaisiHP.htm>

#### 課外活動団体一覧・サークル紹介誌

[www.saitama-u.ac.jp/support/kagai/03/2021meibo.htm](http://www.saitama-u.ac.jp/support/kagai/03/2021meibo.htm) (saitama-u.ac.jp)

(参考：従前の体育館各箇所の使用団体)

#### 体育室1 南側

月曜日 バドミントン部、バレーボール同好会

火曜日 新体操部、排友会

水曜日 バドミントン部

木曜日 バドミントン部

金曜日 バドミントン愛好会、職員バドミントン部、バレーボール同好会

土曜日 バドミントン部

日曜日 バドミントン部、CLOVER

#### 体育室2 北側

月曜日 バドミントン部、バレーボール同好会

火曜日 男女バレーボール部

水曜日 男女バレーボール部、バレーボール同好会

木曜日 新体操部、排友会

金曜日 新体操部、男女バレーボール部、バレーボール同好会

土曜日 男女バレーボール部、排友会、Butit's

日曜日 男女バレーボール部

#### 体育室2 西側

月曜日 アフタービートクラブ

火曜日 少林寺拳法部、Peko

水曜日 少林寺拳法部、アフタービートクラブ  
木曜日 剣道同好会  
金曜日 少林寺拳法部、アフタービートクラブ  
土曜日 無外流居合同好会、Peko  
日曜日 ダンス部

体育室 2 東側

月曜日 卓球部  
火曜日 卓球部  
水曜日 卓球部  
木曜日 卓球部  
金曜日 卓球部  
土曜日 卓球部  
日曜日 剣道同好会、新体操部

第一体育館 西側

月曜日 男子バスケットボール部、女子バスケットボール部  
火曜日 女子バスケットボール部、男子バスケットボール部  
水曜日 eighty's、ハンドボール部、スリーポイント  
木曜日 女子バスケットボール部、男子バスケットボール部  
金曜日 女子バスケットボール部、男子バスケットボール部  
土曜日 女子バスケットボール部、男子バスケットボール部、ハンドボール部  
日曜日 女子バスケットボール部、スリーポイント

第一体育館 東側

月曜日 体操競技部  
火曜日 eighty's、ハンドボール部、スリーポイント  
水曜日 体操競技部  
木曜日 体操競技部  
金曜日 eighty's、ハンドボール部、スリーポイント  
土曜日 体操競技部、ハンドボール部、eighty's  
日曜日 体操競技部、スリーポイント

質問 3-5 : 休日の施設の使用に時間制限はありますか？

回答 3-5 : 従前に団体で割り当てられている場所・時間帯で利用してください。

9:00-20:00 の時間帯は使用可能です。

質問 3-6 : 占有スペースのある団体について、授業の時間と被らない場合でも平日の利

用は17時～のみでしょうか？

平日（講義実施日）の活動時間が17時以降になるのは「占有スペースでの講義がある団体のみ」という認識で合っているか。占有スペースで講義が一切行われない団体は17時以前から利用してよいか。

回答3-6：課外活動共用施設の占有スペースや、剣道場、弓道場等の占有スペースであれば、授業が実施していない場合に限り活動して問題ありません。体育館や柔道場は、授業で使用する可能性があるため、課外活動の使用は17:00～20:00とします。

授業を実施していない期間（令和3年3月23日～4月11日）については、9:00～20:00に使用可能となります。

#### 4. その他の施設関係

- ・テニスコート、グラウンド器具庫

質問4-1：テニスコートは希望届に書いた時間以外には使用できませんか？あとから空いている時間に使用したいと申し出ることはできるのでしょうか？

回答4-1：テニスコートは、当面の間は4団体の優先使用とします。今後の予定については、近いうちに公表します。

質問4-2：「学内課外活動施設における課外活動の再開に向けたガイドライン」の6ページ目にある付表（各課外活動施設の面積及び面積構成一覧）にグラウンドの更衣室が書いてなかったのですが、再開後も使用できないのでしょうか？

回答4-2：グラウンド器具庫（更衣室、シャワー室）についても、使用可能です。

- ・サッカー場

質問4-3：サッカーの場合も陸上と同様に工事で使用できないのでしょうか？

回答4-3：サッカー場は工事を行いませんので、使用できます。

- ・その他の屋外

質問4-4：個人の屋外での自主練習であれば、授業時間内でも活動はしていいという認識でもよろしいですか。

回答4-4：密集しないエリアで実施するならば、問題ありません。自主練習の記録は団体役員に届け、役員は「個人の自主練習の活動記録」として記録しておくようにしてください。



質問4-5：普段、全体会とは別に、総合体育館の裏の通路のようなところ（屋外）でグループ練習（6人ほど）をしています。その際の活動報告書は役員で把握しておいて、提出はしなくて良いという認識でよろしいでしょうか。

上記のグループ練習の際は、他の授業への影響がないため、授業時間内であっても構わないでしょうか。

回答4-5：密集しないエリアで実施するならば、問題ありませんが、複数の人数で行う練習は、別紙3「学内課外活動報告書」、別紙4「課外活動施設使用時の感染防止策チェックリスト」を提出するようにしてください。

・他部局の講義室

質問4-6：C1教室や全学講義棟2も授業時間外でしたら使うことはできますか？普段のサークルでは使わせて頂いていました。

回答4-6：学生支援課で使用許可を行う施設は、「学内課外活動施設における課外活動の再開に向けたガイドライン」に記載の施設及び全学講義棟2号館のみです。その他の施設については、それぞれの管理部局（C1教室ならば教育学部）に問い合わせをお願いします。

全学講義棟の講義室の使用は、しばらくの間、課外活動の使用は不可となりました。

（3/22付け、「緊急事態宣言の解除日以降の課外活動及び新入生勧誘活動の制限について（通知）」参照）

質問4-7：講義棟の使用について、各部屋の制限人数などは確定しておりますでしょうか？

回答4-7：各部屋の人数制限は定めていません。各団体において、3密を避けるなど、十分な感染予防対策が確保できる人数で活動してください。

5. その他

質問5-1：学外から練習試合のため他の大学の学生等と呼ぶのは可能でしょうか？また、学内施設（課外活動共用施設や大学会館の大集会室など）を用いた演奏会の実施等は可能でしょうか。

回答5-1：ガイドライン3頁の「（2）課外活動施設の使用における特記事項について」に記載のとおり、必ず実施前に学生支援課へご相談願います。

~~（令和2年12月9日）現在、感染者が増えている状況にあるため、学外者の構内での活動~~



~~を禁止しています。~~

3/22 に団体役員にメッセージ送信したように、他の大学の学生や観客等を集めるイベントについて、必ず事前に相談してください。

(メッセージ抜粋)

「●その他の注意

学外から練習試合やイベントの実施のため、他の大学の学生等を参加させたい、観客を集めて演奏会等を実施したい等については、必ず学生支援課へ相談してください。その際には、そのイベントの概要、参加者数・感染対策等お知らせください。その後、内容を審査し、個別に対応します。」

質問 5 - 2 : 新入生を体験として参加させてもよろしいのでしょうか？

回答 5 - 2 : 課外活動の体験として、一時的に新入生に参加してもらうことは、問題ありません。別紙 3 「学内課外活動報告書」へ記載してください。

質問 5 - 3 : 人数を抑えた上での会食は可能でしょうか。可能であれば、可能ラインの人数を教えてください。

サークルで普段の活動とは違う、何かイベントを行う場合 (BBQ やライブなど) は、その都度計画書を提出するのでしょうか。

回答 5 - 3 : 「感染しない、させない」ために会食等は極力控える回避することとなっています。「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」に沿った行動をしてください。

質問 5 - 4 : zoom に参加できませんでした。活動再開は認められないということでしょうか。

回答 5 - 4 : zoom に参加できなかった団体役員は、連絡願います。

質問 5 - 5 : 埼玉大学大学院生は学内者に入りますか？

回答 5 - 5 : 団体継続届を提出時に、役員名簿と構成員名簿にある埼玉大学の学生であれば、問題ありません。

質問 5 - 6 : 全学講義棟 1 号館の学生センターにある輪転機の使用について、今後、使用可能になる予定はありますか？

回答 5 - 6 : 新型コロナウイルス感染症予防のため、令和 2 年度は今年度は使用不可としております。~~来年度どうなるかは、現時点では未定です。~~

令和 3 年度は、当面の間、輪転機は使用禁止とします。新入生勧誘のためのチラシ配付は禁止しています。(3/22 メッセージ文参照)

## 6. 令和3年3月30日の説明会での質問の回答

Q.占有スペースでの活動は週2～3回程度となっておりますが、学外での活動を含めた回数でしょうか？

A.大学構内での活動については、週2～3回です。学外については、学外施設のルールに従い、活動しても問題ありません。

Q.学部の教室・施設等を使用しているのですが、活動の許可は必要ですか？

A.学生支援課の管理施設以外の建物については、それぞれの管理の部署（学部の学部係）に問い合わせてください。その際の活動について、学生支援課の管理施設及び学生支援課の管理施設以外の活動を含めて、週2～3回でお願いします。

Q.学内団体継続届の提出において、顧問教員の押印は必要ですか？

A.顧問教員に、電話やメール等で許可をもらっていれば、印鑑やサインは必要ありません。余白に「顧問教員からの許可を年月日：令和〇年〇月〇日」と明記してください。

Q.体験会（1日限定などでの活動参加）という形での勧誘は体験入部に含まれますでしょうか？ 新入生を春休み中に体育館に呼んで練習することは可能でしょうか？

A.体験入部の扱いとなりますので、実施後、別紙3「学内課外活動報告書」に参加者の名前を記入して、提出してください。

Q.学外者等の構内での活動に係る実施概要の提出先はどちらか？

A.アドレス：kagai-katsudo@gr.saitama-u.ac.jp までお願いします。メールの件名に「学生団体名、学外者の学内活動の実施依頼」を記入してください。

Q.輪転機のことをご質問させていただきます。輪転機は使用停止とのことですが、チラシ作成以外にもミーティング資料や活動で用いる紙資料の作成でも使用禁止ですか？

A.輪転機の使用場所（学生支援課の東側スペース）を密にしないための措置ですので、しばらくの間、使用禁止とさせていただきます。

(以上)